

消費生活だより

消費者力検定クイズ

【通信販売編】



東大和市消費生活センターでは、市内在住の消費者の方を対象に、消費生活に関する専門相談員が、事業者との契約に関わるトラブルや悪質商法などによる消費者被害についての相談に応じ、問題解決に向けたアドバイスやお手伝いをしています。契約に関する不審な点やお困りごとは、早めの相談が解決への近道です。一人で悩まず、ご相談ください。
▷問合せ 消費生活センター・内線1713まで。

あなたの『消費者力』はどのくらいあるかな???クイズは、○×で答えてね。鉛筆を用意して、さあスタート!!

- 問1 () 通信販売は、クーリング・オフできるから安心だ
- 問2 () 届いた靴が小さかったが、必ずしも交換してもらえるわけではない
- 問3 () 支払方法が銀行振込みだけで、振込先が個人名の口座だったから利用しなかった
- 問4 () 欲しいものがある時は、その商品名で検索し、上位に表示された業者は、多くの人がみているということだから、安心して利用できる
- 問5 () お試し価格100円の定期購入だったけど、1回でやめればいいやと思い、申し込んだ
- 問6 () SNS上の広告表示は、みんなも見ているから信用できる



採点 答えは、このページ下部をチェックしてみてね!

- 全問正解者 達人 👑 まずは達人の知識を磨いていこう!
- 5問正解者 才能あり。惜しい! 解説を確認してみてね
- 4~3問正解者 難しかったかな? 解説を読んで、消費者力をアップしよう!
- 0~2問正解者 解説をじっくり読んで、通信販売を利用する際は、細心の注意を払ってね



最近のこわ〜い事例

【事例1 高額な配送料】

マスク50枚セット500円を注文したら、配送料が20,000円だった。



【事例2 海外から偽ブランド品】

ブランドのスニーカーを注文したら、海外から偽ブランドのサングラスが届き、連絡したところ、「そのサングラスを5,000円で買い取ってくれるなら、スニーカーを送る」という返事がきた。

※スニーカーが届く可能性は低く、偽物(コピー品)は、売ることも買うことも違法行為で、海外に返送できません。



解説

- 問1・2 通信販売には、クーリング・オフはありません。それぞれの事業者が返品条件を決めています。注文前に返品・交換ができる条件を確認しましょう。「消費者側の都合による返品は受け付けない」とされていることが多いですが、「サイズ交換に限り対応する」という場合もあります。洋服や靴の注文時には、その点を確認しましょう。
- 問3・4 商品名で検索して上位に表示される事業者が、必ずしも信用性が高いということはありません。極端に値段が安い場合は、「注文しても商品が届かない」という詐欺サイトの可能性も高いです。クレジットカードが使えず、前払いの銀行振込みのみという場合も注意が必要です。特に個人名が振込先の場合は、利用しないことをおすすめします。
- 問5 「1回だけ」「いつでも解約できる」と思っている、電話が繋がらず解約手続きがうまくできなかつたり、初回の価格は定期購入が条件となっている場合もあります。注文前に解約条件をよく確認しましょう。
- 問6 ターゲティング広告といって、見る人の閲覧履歴や属性に合わせて広告が表示されます。全ての人と同じ広告を見ているわけではありません。サイト内の広告から販売サイトに誘導される事例が多くありますが、そのまま申し込まずに、改めてその会社のサイトを確認するようにしましょう。



通信販売を利用する前の
お役立ち情報

- 1 手数料や送料、返品・返金の条件を確認する。
- 2 購入前に、販売サイトや申込みの最終画面を印刷するか、スクリーンショット(表示画面を画像で保存したもの)を撮る。スクリーンショットの撮り方は確認しておこうね!
- 3 テレビ通販の場合、電話注文したときに、どのような場合に返品できるか確認する。

困ったとき、悩んだときは、すぐにご相談ください!!

東大和市消費生活センター

- 【相談日時】 毎週月～金曜日(祝日、年末年始は除く)
午前10時～正午/午後1時～4時
- 【相談場所】 地域振興課 (市役所3階⑥番窓口)
- 【電話】 ☎042-563-2111 (内線1713)

消費者ホットライン(局番なし) ☎188(いやや)

契約、悪質商法、製品、食品やサービスによるトラブル等について、どこに相談してよいか分からない場合に利用してください。原則として、最寄りの消費生活センターの消費生活相談窓口を案内します(年末年始を除き、原則毎日利用可)。



▲消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」

1月から3月は 若者向け悪質商法被害防止 キャンペーン月間

最近の若者を狙う悪質商法では、SNS等を悪用した手口が増加しています。東大和市では、東京都が毎年1月から3月に実施している若者向け悪質商法被害防止キャンペーンと連携して、若者への注意喚起や相談の呼びかけを実施します。誰もが悪質商法の被害に遭う可能性があります。困ったら、一人で悩まず、消費生活センターまでご相談ください。